

秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県公営企業管理規程第三号

秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成七年秋田県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第三条 略	(勤務時間) 25略	第三条 略	(勤務時間) 25略
6	所属長は、職員（次項の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、次条の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第一項から第四項までの規定による一日当たりの勤務時間にかかわらず、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として定められる勤務時間条例の適用を受ける一般職員の例（以下「一般職員の例」という。）による期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき、第一項から第四項までの規定による一週間当たりの勤務時間となるように、次条の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。	6	略
7	略	6	略
8	前各項に規定するもののほか、勤務時間の指定に関し必要な事		

項は、一般職員の例による。

(週休日)

第四条 日曜日及び土曜日は、通常勤務の職員の週休日（勤務時間を割り振らない日（前条第六項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）とする。ただし、知事は、育児短時間勤務職員については当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2・3 略

(週休日の振替等)

第五条 所属長は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務時間条例第五条第一項の規定の例により、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を勤務を命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、職員に第三条第六項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

(休憩時間)

第六条 略

2 略

3 所属長は、次に掲げる

には、前項の規定にかかわらず、当該職員に第一項の規定による

(週休日)

第四条 日曜日及び土曜日は、通常勤務の職員の週休日（勤務時間を割り振らない日

をいう。以

下同じ。）とする。ただし、知事は、育児短時間勤務職員については当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2・3 略

(週休日の振替等)

第五条 所属長は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務時間条例第五条の規定の例により、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を勤務を命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第六条 略

2 略

3 所属長は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合

には、前項の規定にかかわらず、当該職員に第一項の規定による

休憩時間を一斉に与えないことができる。

一 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき

二 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき

三 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき

4 略

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第七条 所属長は、第一号又は第二号に掲げる子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として定められる一般職員の例による者を含む。以下同じ。)のある職員(第三条第六項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。)が、当該子

を養育するため又は第三号に規定する者(第七条の二の二第四項において「要介護者」という。)を介護するために請

休憩時間を一斉に与えないことができる。

4 略

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第七条 所属長は、次に掲げる職員

が、第一号若しくは第二号に規定する子

(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として知事が定める者を含む。以下同じ。)を養育するため又は第三号に規定する者(第七条の二の二第四項において「要介護者」という。)を介護するために請

求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。）をさせるものとする。

- 一 小学校就学の始期に達するまでの子
- 二 小学校（これに準ずる学校を含む。）に就学している子

三 第十五条第一項に規定する要介護者

2 略

- 3 前二項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関し必要な事項は、一般職員の例

による。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）
第七条の二の二 略

- 2 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第二項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 略

- 4 前三項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあり、並びに第二項

及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、第二項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ず

求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。）をさせるものとする。

- 一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
- 二 小学校（これに準ずる学校を含む。）に就学している子のある職員であつて知事が別に定める者

三 第十五条第一項に規定する要介護者のある職員

2 略

- 3 前二項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する請求等の手続は、勤務時間条例の適用を受ける一般職員の例（以下「一般職員の例」という。）による。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）
第七条の二の二 略

- 2 所属長は、三歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第二項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 略

- 4 前三項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあり、第二項中「三歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、第二項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ず

ることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。

5
略

ることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。